

## 第27回帯広市農業委員会議事録

平成30年8月31日、第27回帯広市農業委員会をとかち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時20分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
第4号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
第5号	調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地の転用に伴う事業計画の変更申請に対する承認について
第5号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第6号	農用地利用集積計画の案の決定について
第7号	農用地買入協議要請の決定について

4. 署名委員 12番 深田 敬吾 委員  
13番 飯田 祐一 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	欠席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	欠席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 24名  
欠席委員 2名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	欠席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係専門員	木原 一広	欠席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地係主任補	水野 晴基	出席
農地相談員	窪田 未帆	出席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
中谷 会長	ただいまより、第27回帯広市農業委員会を開催いたします。
議長	(会長より、近況含め、挨拶)
	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は24名となっております。議席番号6番 堀口委員、
	15番 野原委員につきましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告が5件、議案が7件でございます。
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、12番 深田 委員、13番 飯田 委員
	を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	案件に入る前に、ここで事務局から総会案件の取り扱いの変更について説明があります。
事務局(森田係長)	(賃貸借の解約に関する案件の取り扱いについて説明)
議長	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、7月分の調査結果について、高橋調査委員長より報告をお願いします。
高橋調査委員長	7月25日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番26から30の5件について
	現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	つづきまして、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、
	第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。南町19ha、
	稲田町78ha、空港南町120ha、合わせて217haの農地を調査しましたところ、

耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、8月分の調査結果について、石川調査委員長よりお願いいたします。

石川調査委員長

8月9日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番31から37の7件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

同じく、報告第2号農地法第5条の一時転用に係る復元完了についてですが、附番1から3の3件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第6回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。桜木町1, 006ha、大正町(加賀)676ha、合わせて1,682haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。

(報告第4号、附番2から3のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立2件について朗読・説明)

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。</p> <p>(報告第5号、附番1から2の2件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)</p> <p>附番1から2は、申出者が既に離農済みであることによるものであり、調整の結果はいずれも不調となっております。</p>
議 長 ( 委 員 )	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番9から10までの2件の合意解約について朗読。説明)</p> <p>以上附番9から10までの2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議 長 ( 委 員 )	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況の確認についてご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づき、解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任補)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番22から23の売買(あっせん)による所有権の移転2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番22から23までの2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>

( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番11の農業用施設用地への用途変更1件、「2. 農地転用計画」附番8の農機具格納庫の建設に関する農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。農地利用計画附番11、農地転用計画附番8です。申請者は畑作農家です。これまで経営の安定を図るため、また、農作業の効率化を図るため、トラクターや農機具等の導入を進めてきました。しかし、既存の格納庫に収まらない農機具があり、雨ざらしになっているのが現状です。今回、収納しきれない機械等を収納するため、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することは、やむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農用地利用計画」の附番11、および「2. 農地転用計画」の附番8について吉田利彦委員より、お願いいたします。</p>
吉田利彦委員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は畑作を行っている畑作農家です。これまで経営の安定及び農作業の効率化を図るため、農機具等の導入を行ってきましたが、既存の格納庫に収まらない機械が雨ざらしになっているのが現状です。今回、それらの機械を収納するため、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更は異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用に伴う事業計画の変更申請に対する承認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(今井専門員)

農地法第4条の農地転用許可後における事業計画の変更申請に対する承認の可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番1の転用計画の変更1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それでは、ご説明いたします。申請地は、平成24年12月21日付け十勝農務第3811号指令で農地法第4条許可済みの案件であります。平成25年から申請者の経営状況の都合により、事業の実施を中止しておりました。平成29年度に入り、申請者の経済上の問題が解消されたことから、事業計画を変更して、事業を完了しようとするものです。承認に関する規定につきましては、北海道農地法関係事務処理要領第3章(5)「転用目的の達成が可能な場合の事業計画変更」の中で、事業内容の変更を行えば転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画の変更を希望している事案についての処理方法が示されており、記載されている事項のすべてに該当するときは、これを承認することかできるとされておりますことから、承認可否の決定を求めるものです。転用面積に変更は無く、変更事業計画にも問題が無いことから、承認することはやむを得ないものと考えます。

なお、北海道農地法関係事務処理要領に定める、農地転用事業計画変更の承認に必要な要件につきましては、すべて満たしているものと考えます。

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番1について、高田委員よりお願いいたします。

高田委員

それでは意見を申し上げます。申請地は、平成24年12月21日付けで転用許可済みでありましたが、申請者の経済的理由から、今回の申請に至るまで、事業計画の実施を中止していたものです。平成29年度に入り経済状況が好転したことから、事業計画の変更を行い、事業計画の実施をしようとするものです。既に転用許可済みの案件であることから、事業計画変更の承認を行うことは、やむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

<p>事務局(今井専門員)</p>	<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、附番9の農機具格納庫建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>附番9につきましては、議案第3号で説明したとおりですので省略させていただきますが、面積890.60㎡の内475.80㎡につきましては、第26回総会で現況証明による地目変更が済んでおりますので、今回の農地法第5条の許可面積につきましては、差し引いた面積の414.80㎡が転用対象面積となっております。</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番9について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
<p>吉田利彦委員</p>	<p>それでは意見を申し上げます。議案第3号農地利用計画附番11、農地転用計画附番8番で説明した通り、申請地を農業用施設用地として転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
<p>( 委 員 )</p>	<p>(なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(今井専門員)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第6号、一般分 附番30から31の賃借権の設定2件について調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
<p>事務局(森田係長)</p>	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附番14から19の売渡6件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
<p>中村健一委員</p>	<p>はい。質問です。</p>
<p>議 長</p>	<p>24番、中村委員。</p>
<p>中村健一委員</p>	<p>一般分、附番31の事務局からの説明では、非農家と言われておりましたが、議案</p>

		書の方では規模縮小となっております。どちらが正しいのでしょうか。
事務局(今井専門員)		失礼しました。言い間違えです。
中村健一委員		わかりました。
議長		他にご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		それでは、ご異議無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)		農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第7号、附番1から2の2件について、調査書に基づき朗読・説明)
議長		それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご異議がないようですので、議案7号につきましては、帯広市長に対し農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
議長		続いて「その他」に入ります。
		今回、事務局からの案件は特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議長		特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森田)		(事務局から連絡事項の説明)
議長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局	長	ご起立願います。お疲れさまでした。